OHNO & PARTNERS
大野総合法律事務所
Oslaw News Letter
vol.76
2025年7月31日発行

目　次　Contents

● 巻　頭　論　文　日本及び米国の近時のプロパテント･アンチパテント傾向 …… 弁護士･カリフォルニア州弁護士 多田　宏文 1
● 商 標　News　コンセント制度を適用した初の商標登録 …… 弁理士 中村　仁 6
● 海外 News　Contour IP Holding LLC v. GoPro,INC.,事件 CAFC 判決 …… 弁理士 津田　理 7
● 特　許　入　門 …… 弁理士 佐藤　眞紀 9
● 判　例　紹　介 …… 11

論文
Thesis

日本及び米国の近時のプロパテント･アンチパテント傾向

弁護士･カリフォルニア州弁護士　多田　宏文

第１　はじめに

ご存知のとおり、２０２５年１月、米国では共和党の第二次トランプ政権が発足した。これによって、米国は、プロパテント、つまり特許権者に有利な政策をとり、特許実務もドラスティックに方針転換している。米国の特許制度は、このように、政権交代のたびに、政治のダイナミクスの影響を正面から受けて大きく揺れ動くため、この点は、日本企業としても留意が必要となる。

一方、日本は、政権交代のたびに大きく揺れ動く米国とは異なり、政治の直接の影響は、少なくとも表面上は受けていない。しかし、それでも、統計を見ると、プロパテントとアンチパテントの間でのかなりの揺れ動きが見られる。

このようなプロパテント・アンチパテントの傾向は、特許の価値及びリスクに直結するため、把握しておくことが非常に有益である。本稿では、これらの点について、現在の状況を説明する。

第２　米国の動き

１　－前提－　米国の特許紛争のシナリオ

米国は、トランプ政権下でプロパテントに舵を切っているが、これを説明する前提として、まず、米国における特許の法的紛争の典型的なシナリオを説明する。

米国の特許紛争に関する法的手続としては、主に、①連邦裁判所における特許侵害訴訟、②米国特許商標庁（以下、「USPTO」という。）の特許審判部（以下、「PTAB」という。）の当事者系レビュー（Inter-Partes Review。以下、「IPR」という。）、③米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission。以下、「ITC」という。）の３つが、大きな役割を担っている。すなわち、米国の特許権侵害紛争の典型的な法的手続のシナリオは、以下のとおりである。

①まず、特許権者が米国で権利行使をしようとする場合、可能な範囲で、自らに有利な連邦地方裁判所に、原告として特許侵害訴訟を提起する[1]。
②これに対して、被告側としては、USPTO に IPR を申し立てて、特許を無効化しようとして対抗する。これは、日本における無効審判に相当する。
③米国では、日本とは異なり、特許侵害訴訟で勝訴しても、認められるのは損害賠償のみで、差止判決までは得られない可能性が高い[2]。そのため、特許権者は、場合によって、被疑侵害製品の輸入を止めようとして、ITC に輸入差止を求める申し立てを行う。

このように、①～③の手続が、米国の特許紛争では重要な役割を果たし、並行して申し立てられることも多い。しかし、これらの各手続で判断される争点は大きく重なっているため、判断権者から見ると、矛盾判断の危険や、重複審理によるリソースの浪費が生じる。また、当事者として、それぞれの手続追行に多大な弁護士費用を要することになる。そのため、これらの手続の関係を調整することが望ましい。

２ 「Fintiv Factors」について

これらの手続間の調整に極めて重要な役割を果たしているのが、「Fintiv Factors」と呼ばれる判断枠組みである。

そもそも、米国の特許侵害訴訟は、特許権者に有利な裁判所に提起されることが多く、訴訟内での無効主張は認められにくいことが多い。したがって、被告として、無効主張を有効に行おうとすれば、IPR を利用する必要性が非常に高い。しかし、日本の特許庁における無効審判とは異なり、米国では、PTAB は、請求された IPR を全て審理しなければならないわけではなく、審理を開始するかどうかを決定する裁量権を有するとされている（35 U.S.C. §314(a)[3]）。しかも、IPR の審理を開始するか否かの決定は最終的なものであり、上訴することはできない（35 U.S.C. §314(d)[4]）。したがって、IPR の審理開始決定（「institution」と呼ばれる。）が出されるか拒否されるかは、当事者にとって、極めて重要な意味を持つことになる。

そして、この IPR の審理を開始するかどうかの判断の際に PTAB が依拠するのが、「Fintiv Factors」である。したがって、特許紛争の実務上、これが極めて重要となる。「Fintiv Factors」の内容は、次のとおりである。

（ア）裁判所が訴訟手続の一時停止を認めたかどうか、また、IPR の開始決定がなされた場合に訴訟手続の一時停止が認められる可能性があることを示す証拠の存在
（イ）裁判所のトライアルの期日と、PTAB の最終審決の期限との近接性
（ウ）並行訴訟における裁判所及び当事者の投資
（エ）IPR の請求と並行訴訟で提起された争点の重複
（オ）IPR 請求人と並行訴訟の被告が同一かどうか
（カ）本案を含む PTAB の裁量権行使に影響を与えるその他の状況

３ 「Fintiv Factors」のこれまでの運用

（１）第一次トランプ政権（２０１７年１月～２０２１年１月）における運用

この「Fintiv Factors」は、第一次トランプ政権の時期、Apple Inc. v. Fintiv, Inc., IPR2020-00019, Paper 11（PTAB Mar. 20, 2020）において示されたものであり、トランプ政権のプロパテントの傾向を反映し、実質的には、IPR の利用を制限し、特許を無効化しにくくするものとして運用されていた。すなわち、（イ）の要素について、多くの特許訴訟が提起されるテキサス州の連邦地方裁判所では、トライアルを早期に入れるというスケジュールを組んだうえで、実際には、後で、このスケジュールを大幅に延期するという運用が行われてきた。そうすると、スケジュールの見かけ上は、ほとんどの事件において、トライアルの方が、IPR の審決よりも早く行われることになる。この状況で、（イ）を形式的にそのまま当てはめれば、IPR の開始決定は否定されることになる。そして、実際、当初は、そのような運用がなされていた。

（２）バイデン政権（２０２１年１月～２０２５年１月）における運用

これに対して、バイデン政権で USPTO 長官となった Katherine Vidal 氏は、２０２２年、次のような方針を決定して、「Fintiv Factors」を制限し、IPR の開始決定が出しやすいように運用を変更した[5]。これは、「Vidal memo」と呼ばれる。

（A）特許性を否定する強力な証拠が存在する場合には Fintiv Factors に依拠して審理開始を否定しないこと

〈脚　注〉
[1] もっとも、TC Heartland LLC v. Kraft Foods Grp. Brands LLC, 581 U.S. 258 (2017) 以後、管轄が制限を受け、以前ほど自由に特許権者が提訴先の裁判所を選べる状況ではなくなっている。ただし、外国企業にはこの判決が適用されないため、原告に有利な Western District of Texas や Eastern District of Texas に訴訟提起される可能性が高い。
[2] 従前は、日本と同じく、特許権者が勝訴すれば原則的に差止が認められたが、eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006) 以降、差止が認められるハードルは非常に高くなっている。
[3] もっとも、35 U.S.C. § 314(a) は、積極的に PTAB の裁量権を定めているものではなく、IPR の対象の特許クレームの少なくとも一つが無効である合理的な可能性がある場合でなければ、IPR の開始決定を行ってはならないと定めたものである。同規定は次のとおりである。「The Director may not authorize an inter partes review to be instituted unless the Director determines that the information presented in the petition filed under section 311 and any response filed under section 313 shows that there is a reasonable likelihood that the petitioner would prevail with respect to at least 1 of the claims challenged in the petition.」
[4] 35 U.S.C. § 314(d) の規定は次のとおりである。「The determination by the Director whether to institute an inter partes review under this section shall be final and nonappealable.」
[5] 『Interim Procedure for Discretionary Denials in AIA Post-Grant Proceedings with Parallel District Court Litigation』https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/interim_proc_discretionary_denials_aia_parallel_district_court_litigation_memo_20220621_.pdf

（B）Fintiv の射程は ITC における輸入差止手続には及ばないこと
（C）IPR の請求人が、並行訴訟において、IPR と同じ争点又は IPR において合理的に主張できたであろう争点を当該訴訟で主張しないことを明らかにした場合には、PTAB は審理開始決定を裁量で拒否しないこと
（D）裁判所のトライアルの期日と、PTAB の最終審決の期限との近接性を考慮するにあたっては、当該地域の裁判所における民事訴訟の訴訟提起から終結までの中央値を参酌すること

ここでは、（A）明らかに無効な可能性が高い特許については、PTAB は判断を避けずに IPR で審理することとし、また、（B）ITC の輸入差止の申立てがなされていることを理由に IPR の審理を開始しないことはできないとした。また、（C）IPR で合理的に主張した又は主張できたであろう争点について並行訴訟で主張しないことを誓約した場合（この誓約を実務上「Sotera Stipulations」という。）は、矛盾抵触判断や重複審理の問題は生じないから、IPR は原則として開始決定されることになる。さらに、（D）トライアルの日程と IPR の審決の関係を考慮するにあたっては、形式的なトライアルのスケジュールではなく、遅延を見越した実質的なスケジュールを考慮すべきとしている。

このように、バイデン政権下では、「Fintiv Factors」を前提としつつも、IPR を積極的に利用できる運用に変更されていた。このことは、特許訴訟の被疑侵害者側として、特許を無効化するルートが開けることを意味し、その意味で、アンチパテントの傾向を示すものである。

4　第二次トランプ政権（２０２５年１月～）における運用

今回、トランプ政権が再度発足し、これに伴い、USPTO は、大きく方針を転換し、IPR の利用を制限する方針に回帰している。

すなわち、まず、USPTO は、２０２５年２月２８日に、上記のバイデン政権下で出された前記 Vidal memo を撤回した[6]。続いて、２０２５年３月２４日に新たなメモ[7]を出し、ITC の手続にも「Fintiv Factors」を適用して、IPR の審理を開始しないことができるとした。これにより、ITC での輸入差止手続が係属している場合の IPR の利用が制限されうる。また、IPR で合理的に主張可能だった争点を並行訴訟では主張しないという誓約（Sotera Stipulations）を行ったとしても、IPR の開始決定は保証されないという運用となった。これによっても、IPR の利用可能性は限定されることになる。

さらに、２０２５年３月２６日、IPR 開始決定に関する新たな手続の導入が決定された[8]。具体的には、通常の審理の前に、USPTO 長官と３名の PTAB 審判官が、裁量による開始決定を出すかどうかをまず判断するという手続が前置されることになった。USPTO 長官は、大統領から指名される政治的なポストであるが、その USPTO 長官自ら IPR 開始決定を行うか否かの決定に直接関与する仕組みとなった。

この手続において、両当事者は書面を提出することになり、これに３か月程度は要することになり、その後、PTAB が IPR の開始決定を行うかを決定することになるため、IPR に要する費用及び時間が増加する。

この前置手続において、IPR の開始決定を行うかどうかを判断するにあたっては、以下の要素が考慮される。

・PTAB 又は他のフォーラムにおいて、争われている特許請求の範囲の有効性又は特許要件が既に判断されているかどうか。
・特許クレームが付与されて以降、特許性に影響を与える可能性のある法律の変更又は新たな裁判所の判例が出されているかどうか。
・特許要件を欠くという主張の強さ。
・申立てが専門家証言に依存している程度。
・当事者の既存の期待（例えば、クレームが有効である期間の長さなど）。
・経済、公衆衛生、または国家安全保障上の切迫した利益。
・USPTO 長官の裁量に影響を与えるその他のあらゆる考慮事項。

上記の考慮要素において、USPTO 長官は、「あらゆる考慮事項」を勘案できるが、特に、PTAB が法定期限を守れるかなど、その「作業負担」（workload）をも考慮することができるとしている点に留意すべきである。後述のとおり、これを理由に、IPR の開始決定が拒否される可能性がある。

このような新たな枠組みにより、被疑侵害者は、IPR に、より多くの費用及び時間を要することとなり、また、開始決定がされない可能性も上がり、利用可能性が下がったことになる。

5　PTAB の人員削減

さらには、トランプ政権による他の要因も、上記に影響を及ぼしている。すなわち、トランプ政権において政府の人員削減がなされているが、USPTO の審判官もその対象である。既に、解雇の可能性を前提とした早期退職勧告がなされ[9]、審判官数が減少している。一方で、PTAB は、例えば、IPR の開始決定の通知から原則１年以内に審決を

〈脚　注〉
[6] https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-rescinds-memorandum-addressing-discretionary-denial-procedures
[7] https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/guidance_memo_on_interim_procedure_recission_20250324.pdf
[8] https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/InterimProcesses-PTABWorkloadMgmt-20250326.pdf
[9] https://www.law360.com/articles/2314328

出す必要がある（35 U.S.C. § 314(a)(11)）。審判官が減少した状況では、このようなスケジュールを守るのは難しくなる。したがって、この状況において上記の前置手続で、「作業負担」を考慮すれば、結論は、IPR を審理開始決定しないという方向に大きく傾くことになる。むしろ、人員削減に伴って、IPR の件数を減らす必要が生じたために、上記のような前置手続が置かれた面もあると考えられる。

６　小括

以上のとおり、現在、米国においては、ルール及び実態の両面から、IPR の利用が制限されうる形になっている。この傾向は、トランプ政権下においては継続することが予想される。

このことは、米国で特許の無効化が難しくなっていることを意味し、米国における特許権侵害のリスクが増加することを意味する。また、パテント・トロールや事業を行っていない NPE（Non-Practicing Entity）による特許訴訟も増加することが予想される。

したがって、日本企業としても、これまで以上に、米国特許権侵害のリスクに留意する必要がある。

第３　日本の動き

１　序

上記の米国の政治による変化と比較すると、日本の特許に関する実務の傾向は、政治の影響を直接受けるわけではなく、より安定しているようにも思える。

しかし、日本でも、プロパテント・アンチパテントの動きは存在しており、これは、統計によっても裏付けられている。日本は、広く国際的にアンチパテントの国と認識されており、特許権行使のために積極的に選ばれる国ではなかった。しかし、２０１８年以降、プロパテント寄りの傾向が統計上、見て取れる。しかし、この傾向は継続せず、２０２４年まで、アンチパテントへの揺り戻しが見られる。このような統計は、日々、特許侵害訴訟に携わっている実務家としての感触とも、一致したものである。もっとも、まだ統計に表れていないが、２０２５年に入って、再度プロパテント方向への修正が起きている可能性もある。

２　統計の分析

（１）特許侵害訴訟の統計

知的財産高等裁判所は、毎年、ウェブサイトにおいて、２０１４年以降の「特許権の侵害に関する訴訟における統計」を公開し、その中で、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の特許侵害訴訟等に関する結果を公表している。これを分析し、現在結果が公表された２０２４年までの各年の請求認容判決の割合をグラフにすると、下記となる。（なお、２０２４年については、統計の始期が変更されている関係で正確な数字を算出できない。そのため、参考としての数字を示している[10]。）

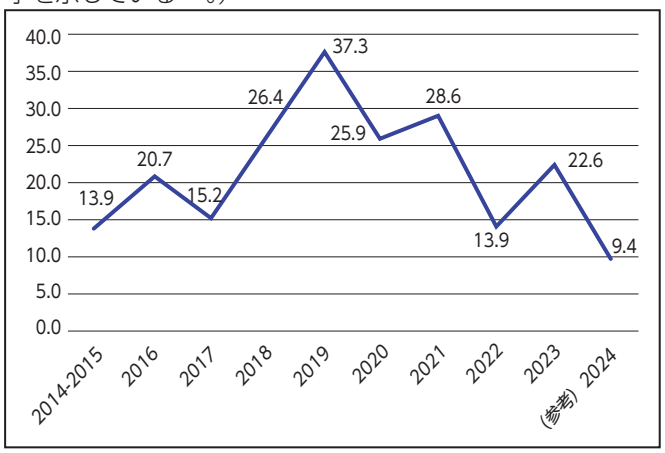

請求認容判決の割合 (%)

２０１８年から２０２１年までは認容判決は高い水準となったが、２０１９年の３７．３%をピークに、揺り戻しがみられる。

また、実質的に特許権者側に有利と考えられる結果（認容判決、債務不存在確認請求棄却判決、差止条項付和解の合計[11]）の割合は、以下のとおりである。

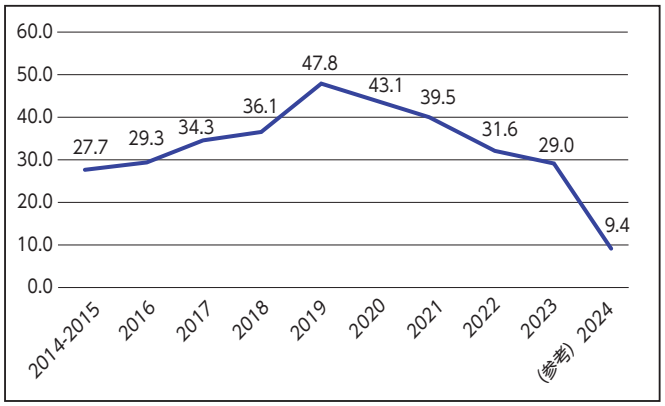

請求認容判決＋債務不存在確認棄却＋差止条項付和解の割合 (%)

これを見ると、より顕著に、２０１９年をピークに、以前の水準への揺り戻しの傾向が見られ、２０２３年には、ほとんど以前の水準に戻っている。２０２４年の数字は正確なものではないが、それでも、特許権者に有利な結果の割合が下がっていることは分かる。

（２）無効審判及び異議の統計

特許行政年次報告書２０２４年版を基に、特許庁の特許無効審判における請求成立審決（一部成立を含む）の割合をグラフ化すると、以下のとおりである。

〈脚　注〉

[10] これまでの統計は、始期が２０１４年であったが、２０２４年の統計は始期が２０１５年に変更されており、単純に差分をとっての計算ができない。そのため、やむをえず、２０１４年～２０１５年の統計の１／２を２０１４年の数字とみなして計算を行っている。

[11] 金銭給付条項のみが付いた和解は、実質的に特許権者に不利な結果が多く含まれるため、除外している。

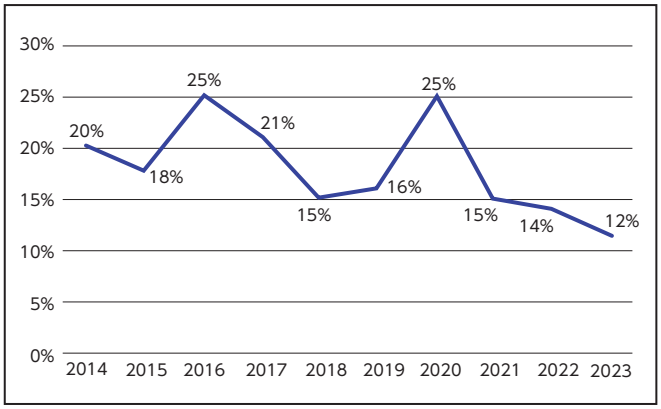

請求成立審決の割合（%）

無効審判において特許を無効化できる割合は非常に低く、この傾向には、特に揺り戻しは見られない。むしろ、年々下がっているものと思われる。

また、同じく、特許行政年次報告書２０２４年版を基に、特許庁の特許異議手続における取消決定（一部取消を含む）の割合をグラフ化すると、以下のとおりである。

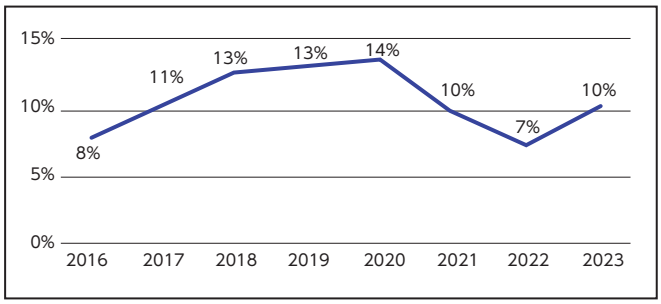

取消決定の割合（%）

このように、異議において特許を取り消すことのできる割合も、一貫して低い状況である。

両者を比較すると、従前は、異議の成功率の方が有意に低かったが、無効審判における請求成立審決の割合が下がってきた結果、両者にそれほどの差がなくなってきている。

そもそも、異議は、取消決定が出されにくい制度設計となっている。すなわち、特許の取消決定に対しては、知的財産高等裁判所への決定取消訴訟の提起が可能である一方で（特許法１７８条１項）、特許を維持する決定に対しては、不服申し立てができないため（特許法１１４条５項）、特許庁の判断が最終的なものとなる。したがって、制度上、維持決定を出す方向でのインセンティブが働いており、この点が、無効審判と大きく異なっている。しかし、そのような制度設計の違いを超えて、両者の成功率が近づいているというのは、非常に興味深い。

いずれにせよ、現在、特許庁において、特許を無効化したり、取り消すのは難しい状況にある。

（３）小括

以上のとおり、日本の特許無効審判及び異議の成功率は低く、特許の無効化や取消しは難しい一方で、より直接に特許権行使の帰結を示した特許権侵害訴訟の結果を見ると、プロパテントの傾向を見せた２０１９年をピークに揺り戻しがあり、２０２４年まで、アンチパテントの傾向を示していることが分かる。これは、日々、特許訴訟を扱っている実務家としての感覚にも概ね合致したデータである。

特許の価値は、最終的には、訴訟を通じた権利行使により、他者の行為を排除できるという効力によって担保されている。したがって、そのような訴訟を通じた権利行使が困難だとすれば、特許を防御するのは容易であっても、その価値は下がっている状況にあると理解される。

もっとも、まだ統計は出ていないが、２０２５年に入って、また傾向が変わっている可能性もあるため、最新の動向に注意する必要がある。

このように、米国のように政治による直接の影響はなくとも、日本でも、プロパテント、アンチパテントの相当の揺れ動きが見られる。日本のこのような傾向は、政治的な直接の介入の結果ではなく、自律的な判断によるものと理解されるが、それだけに、気付かないうちに傾向が変わっていることもあり、注意が必要である。

第４　結論

特許の価値やリスクは、プロパテント・アンチパテントの傾向により直接影響を受けるため、これを把握しておくことが重要である。

米国では、第二次トランプ政権下で、プロパテントに回帰しようとする傾向がみられる。これにより米国特許訴訟のリスクが増加することが予想され、日本企業として、この傾向を認識しておくことが重要である。特に、このプロパテント傾向を前提として、パテント・トロールやNPE（Non-Practicing Entity）に投資資金が集まり、その活動が活発化する可能性が高いという懸念も示されているところであり、その意味でも、米国訴訟のリスクが上がっている状況である。

一方、日本では、政治による直接の影響は見られないものの、それでも、近年、アンチパテントへの揺り戻しが見られた。特に、正確な数字ではないとはいえ、２０２４年の特許権者に有利な結果の割合は極めて低い。ただし、直近の傾向は、また変わっている可能性もある。日本の変化の傾向は、米国と異なり外から見えにくいだけに、裁判所の判断傾向を注視することが望まれる。

コンセント制度を適用した初の商標登録

弁理士　中村　仁

1．はじめに

コンセント制度とは、引用商標の商標権者の同意（コンセント）があれば、それと類似する後願の商標の登録を原則として認める制度です。多くの国で採用されており、日本の商標法では令和６年４月１日から施行されていますが、令和７年４月７日にコンセント制度を適用した初の商標登録がなされたので紹介し、コンセント制度の利用について検討します[1]。

2．コンセント制度を適用した初の商標登録[2]

（1）本願商標：コンセント制度運用による登録商標

商　標	出願番号	出願人	コンセント制度適用指定商品
玻璃	2024-34144	株式会社車多酒造	33 類「清酒、焼酎」等

（2）引用商標：承諾した先行登録商標

商　標	登録番号	商標権者	コンセント制度適用指定役務
玻璃 HARI	5991116	シャディ株式会社	35 類「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

3．本件で提出された書類

出願人は、上申書と共に「承諾書」、「合意書」、「出願人の業務内容に関する資料」及び「引用商標権者の業務内容に関する資料」を提出することにより、商標法（以下、「法」という。）４条４項が適用され同出願は登録査定となりました。

「承諾書」では、本願が全ての指定商品について登録を受けることを、引用商標権者が承諾しています。

「合意書」では、主に、両商標の混同防止について規定しています。具体的には、出願人は商品ラベルに出願商標と同一商標を使用し、包装箱及び商品説明書での出願商標の使用においても混同を防止するために努めるとしています。また、引用商標権者は、引用商標をギフト用カタログに使用するとしています。

「出願人の業務内容に関する資料」では、出願人の事業内容は清酒（日本酒）製造販売であることが説明されています。

「引用商標権者の業務内容に関する資料」では、引用商標権者の事業内容が「有店舗メディアミックス型ビジネスモデル」でギフト用品及び生活関連用品を全国の販売店を通じて販売していることが説明されています。

4．法４条４項適用（コンセントが認められるため）の要件

法４条４項適用の要件は、以下の２つです。

1）引用商標権者の承諾を得ること

2）引用商標権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないこと。

審査基準では、2）の「商品又は役務」について、「現に使用し、又は使用する予定の商品又は役務」としており、出願人及び商標権者双方の将来使用予定の商品又は役務の商標使用についても、混同を生ずるおそれがないことを求めています。

また、「混同を生ずるおそれ」には、いわゆる広義の混同も含まれるとされています。

5．コメント

法４条４項適用のために苦労するのは、上記要件 2）と思われます。出願人自身の使用を制限するのはやむを得ないとしても、登録商標の使用態様及び使用商品役務を将来にわたって拘束する必要があり、これを引用商標権者に受け入れてもらうのは容易ではないと思われるためです。両者の扱う商品役務が競合しないことが明らかなような場合はともかく、一般的には、引用商標権者が法４条４項適用に同意するメリットは考えられません。もちろん、高額な対価、あるいは、登録商標が不使用であり取消審判を請求されれば取消されることが明らかであるなどの事情があれば別ですが。

本件では、出願人は酒造会社で本願指定商品は「清酒，焼酎」等である一方、引用商標権者はカタログギフト販売大手で指定役務は「酒類の小売」等で、少なくとも本件の商標に関しては、両者の競合の可能性は極めて低く、混同防止も比較的容易と思われます。そのため、「合意書」等の提出書類で、両者の事業内容の違い、各商標の使用態様の棲み分け、混同防止などは分かりやすく規定又は説明されていて、説得力があり、コンセント（法４条４項適用）が認められたものと推察します。

わが国でも、コンセントは法４条１項 11 号の拒絶理由通知回避のための一つの選択肢となりました。しかし、上述のような条件が揃わない限り、引用商標権者にコンセントを受け入れてもらうのは容易ではなく、また、審査においてコンセント（法４条４項適用）が認められるのも容易ではないと思われます。したがって、コンセントは選択肢の一つとして、アサインバック（先行商標権者名義で登録をしてもらい、登録後に再度譲渡を受ける方法）など従来の対応策と合わせて検討していくことになります。

〈脚　注〉

[1] 本ニュースレター 66 号（https://www.oslaw.org/newsletter/066.pdf）及び 70 号（https://www.oslaw.org/newsletter/070.pdf）でも紹介しています。
[2] https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250407001/20250407001.html

Contour IP Holding LLC v. GoPro, INC., 事件 CAFC 判決

弁理士　津田　理

1．事件の概要

本事件では、携帯型 POV デジタルビデオカメラのクレームが、米国特許法 101 条に規定される特許適格性の要件を満たすか否かが争われた。

2．背景

Contour IP Holding LLC（以下「Contour」という）は、携帯型の POV（Point of View）デジタルビデオカメラの発明について、米国特許第 8,890,954 号（以下「954 特許」という）と米国特許第 8,896,694 号（以下「694 特許」という）を取得している。

Contour の 2 件の特許（以下、総称して「本特許」という）の明細書[1]によれば、POV ビデオカメラは、第三者の視点ではなく、ユーザの視点（POV）から、映像を撮影するために用いられるもので、アクションスポーツの愛好家がハンズフリーで POV ビデオを撮影するために用いられているが、このようなスポーツ用途において、POV ビデオカメラは、例えば、スキーヤーのヘルメットの表面などに取り付けられるので、ユーザは、カメラ自体を見ることもできず、リアルタイムに録画した内容をカメラで確認することもできず、さらに、録画設定や視点をユーザの好みに合わせて調整することも困難であるという技術的な課題があった。

954 特許の請求項 11[2] では、この課題を解決するために、ビデオカメラに無線技術を実装して、携帯電話などのリモートデバイスにリアルタイムで情報を送る。ユーザは、リモートデバイスから、カメラで録画した内容を確認することができ、録画設定などを調整することができる。

本特許の明細書には、高品質と低品質の 2 つの形式でビデオ録画を生成し、低品質の録画ファイルがリモートデバイスにストリーミングされるように、ビデオカメラが構成されることが開示されており、本特許によれば、無線接続の帯域幅を超えることなく、リモートデバイス上でリアルタイム再生が可能となる。そして、低画質の録画を用いることで、ユーザはリモートデバイスで録画の状況をリアルタイムで確認することができ、録画設定などをリアルタイムで調整することができる。一方、高品質の録画ファイルはカメラに保存され、後でユーザが視聴することができる。

2015 年、Contour は、GoPro, INC.,（以下「GoPro」という）を提訴し、複数の GoPro 製品が 954 特許および 694 特許を侵害していると主張した。さらに、2019 年、Contour は、GoPro の新製品について訴えを提起し、同様に、954 特許および 694 特許を侵害していると主張した。

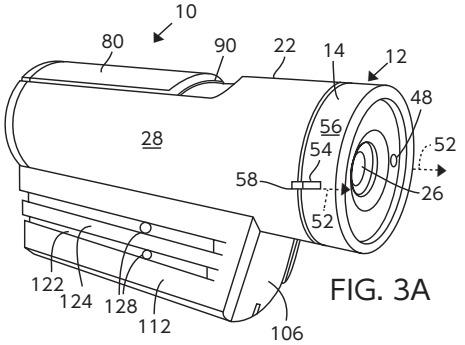

統合型ハンズフリー POV アクションスポーツデジタルビデオカメラの実施形態の正面図

2021 年、カリフォルニア北部地区連邦地裁は、1 件目の訴訟において、GoPro 製品が 954 特許の請求項 11 を侵害しているとの部分的な略式判決を下した。その後、GoPro は、954 特許の請求項 11 と 694 特許の請求項 3 について、米国特許法 101 条に基づいて特許不適格であるという申し立てをした。GoPro は、2 件目の訴訟においても同様の申し立てをした。

2021 年 9 月 13 日に、連邦地裁は、カメラは低画質の動画をスマートフォンにストリーミングし、ユーザがカメラから送られた録画映像を視聴でき、一方、高画質の動画は保存されて最終的に使用され、さらに、スマートフォンからの制御信号によってユーザがカメラから送られた映像を制御できるということが、本特許には反映されているとして、GoPro の申し立てを却下した。

GoPro は、略式判決の段階において、再度、954 特許の請求項 11 と 694 特許の請求項 3 について、米国特許法 101 条に基づいて特許不適格であると主張した。

連邦地裁は、いわゆる Alice テストのステップ 1 において、本特許の代表クレーム（954 特許の請求項 11）は「（2 つの異なる解像度で）ビデオを作成・送信し、ビデオの設定を遠隔調整する」という抽象的なアイデアを対象（directed to）としており、また Alice テストのステップ 2 において、当該クレームは「単に、機能的で結果志向的な言語のみを記載（recite）しており、物理的な要素がその基本的で一般的なタスクを超えるような動作をすることを示す示唆はない」として、GoPro の主張を認め、954 特

〈脚　注〉
[1] 694 特許は 954 特許の継続出願であり、特許明細書の記載は実質的に共通している。
[2] 694 特許の請求項 3 にも、954 特許の請求項 11 と同様の構成が記載されている。

許の請求項 11 と 694 特許の請求項 3 が、米国特許法 101 条に基づいて特許不適格であるという結論を下した。

これに対して Contour が CAFC に控訴した。

3．CAFC 判決

2024 年 9 月 9 日に、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）判決（113 F.4th 1373）は、連邦地裁の結論を覆し、954 特許の請求項 11 と 694 特許の請求項 3 は、米国特許法 101 条に基づいて特許不適格ではないという結論を下した。

まず、Alice テストのステップ 1 では、クレームが特許不適格な主題を対象としているか否かが判断されるところ、多くの場合、「先行技術に対して、クレームされた本発明の有利な効果の中心がどこにあるか（focus of the claimed advance over the prior art）」が検討され、この検討では、クレームされた主題の「基本的な特徴（basic character）」が確認されるが、その際に、クレームされた発明を、クレームの文言自体から切り離された高度に抽象的なレベルで表現するのは避けなければならないとした。

また、Alice テストのステップ 1 で、「先行技術に対して、クレームされた本発明の有利な効果の中心がどこにあるか」を決定するには、そのクレームが単に「それ自体が抽象的なアイデアである結果または効果」に向けられているのではなく、「関連技術を改善する具体的な手段または方　法（a specific means or method that improves the relevant technology）」に向けられているかどうかを検討すべきである（ただし、改善された結果だけで、それ以上のことがない場合には、Alice テストのステップ 1 で特許適格性は認められない）とした。

そして、954 特許の請求項 11 は、全体として読むと、「関連技術を改善する特定の手段」に向けられており、請求項 11 には、「POV カメラのプロセッサが低品質と高品質のデータストリームを並列に記録し、その後、低品質のデータストリームをリモートデバイスに無線データ転送するという、改善された POV カメラ」が記載されているとし、請求項 11 に係るカメラを使用すれば、「ユーザは、無線データ転送における帯域幅の制限を排除するとともに、遠隔地から録画をリアルタイムで視聴および調整することができる」のであり、したがって、請求項 11 は、特定の技術的手段（並列データストリーム記録と、リモートデバイスへの無線データ転送）を要し、これによりリモートデバイスにおける POV カメラの記録のリアルタイム視聴機能に「技術的な改善」がもたらされるとした。

また、954 特許の請求項 11 は、特定の技術環境における無線データ転送以上のものを記載しており、複数のビデオストリームを並列して記録するとともに、ある低品質のビデオストリームをリモートデバイスに無線転送することによって、請求項 11 に係る POV カメラは「他の方法とは異なる動作（operate differently than it otherwise could）」を可能にする、とした。

本事件において、CAFC は、クレームが、技術的な課題に対する技術的な解決手段（a technological solution to a technological problem）を対象としており、明細書に、高品質と低品質のビデオストリームを並行して生成し、低品質のビデオストリームをリモートデバイスに転送する特定の手段を用いることで、POV カメラの技術が改善されることが開示されており、クレームには、この技術の改善が反映されている、として、Alice テストのステップ 1 で特許適格性が認められる（そのため、Alice テストのステップ 2 に進む必要がない）と結論づけた。

4．考察

米国特許商標庁（USPTO）では、特許適格性のガイダンスのアップデート（以下「本アップデート」という）が公表され、2024 年 7 月 17 日から適用されている [3]。本事件 CAFC 判決は、その約 2 ヶ月後に出されたものである。

本アップデートでも、クレームが抽象的アイデアを対象とするものであれば、特許不適格であると判断されるが（ステップ 2A）、その判断に際しては、クレーム全体が抽象的アイデアを実用的な応用に組み込んでいるかが評価される（ステップ 2A －分岐 2）。例えば、クレームされた発明がその他の技術や技術分野を改善させる場合には、抽象的アイデアを実用的な応用に組み込んでいると判断され、明細書に記載されたその他の技術の改善を反映したクレームは、特許適格性があると判断される。

本事件 CAFC 判決も、明細書に記載された POV カメラの技術の改善がクレームに反映されているとして、本特許の特許適格性を認めており、本アップデートと整合していると考えられる。

米国での特許実務では、近年、AI 関連発明やビジネス関連発明などの分野で米国特許法 101 条に基づく拒絶理由を受けることが少なくなく、しかも一度米国特許法 101 条に基づく拒絶理由が通知されると、応答手続でそれを解消することは容易ではなかった。

しかし今後は、本特許のように、技術の改善（特定の課題や、その課題に対する特定の解決手段）を特許明細書に記載してあれば、それをクレームに反映させることで、米国特許法 101 条に基づく拒絶理由を解消できる可能性が高くなると考えられる。

これまで、特許明細書には課題を記載しないことが出願人にとって有利であると考えられる傾向があったが、これからは、発明の分野によっては、それを見直す必要があるのではないかと思われる。

〈脚　注〉

[3] 野本裕史「米国特許適格性のガイダンスの AI 関連発明に関係する 2024 年のアップデートについて」本ニュースレター 75 号（https://www.oslaw.org/newsletter/075.pdf）参照。

弁理士　佐藤　眞紀

Q．「除くクレーム」とはどのような補正でしょうか。

「除くクレーム」とは、請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみをその請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項をいいます（特許・実用新案審査基準第Ⅳ部第２章 3.3.1(4)）。審査にて新規性欠如等の拒絶理由を通知された場合、「除くクレーム」とする補正によりその拒絶理由を解消できる場合があります。

「除くクレーム」は、知財高裁大合議平成 20（2008）年５月 30 日判決（平成 18 年（行ケ）10563 号）にて判断基準が示され、審査基準の改訂が行われました。

1．知財高裁大合議判決について

知財高裁大合議判決は、特許第 2133267 号「感光性熱硬化性樹脂組成及びソルダーレジストパターン形成方法」に係るものです。本特許の無効審決に対する審決取消訴訟（前訴）提起後、特許権者（被告）は訂正審判請求をし、知財高裁は審決を取消す決定をしました。その後、特許庁が訂正を認め、無効審判請求は成り立たないとの審決をしたことに対して、原告が取消しを求めて提訴し、知財高裁は、原告の請求を棄却する判決を下しました。

争点は、被告による「除くクレーム」とする訂正が「明細書又は図面に記載した事項の範囲内において」するものといえるかでした。

知財高裁はまず、特許法第 17 条の２第３項において「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲または図面に記載した事項の範囲内において」補正をするものと規定した趣旨を、次のように解釈しました。

> 出願当初から発明の開示が十分に行われるようにして、迅速な権利付与を担保し、発明の開示が不十分にしかされていない出願と出願当初から発明の開示が十分にされている出願との間の取扱いの公平性を確保するとともに、出願時に開示された発明の範囲を前提として行動した第三者が不測の不利益を被ることのないようにし、さらに、特許権付与後の段階である訂正の場面においても一貫して同様の要件を定めることによって、出願当初における発明の開示が十分に行われることを担保して、先願主義の原則を実質的に確保しようとしたものである

次に、上記趣旨を踏まえて、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲または図面に記載した事項の範囲内において」の意味を以下のように述べ、「除くクレーム」等の補正（訂正も同様）の適否を判断する基準としました。

> 「明細書又は図面に記載した事項」とは、当業者によって、明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項であり、補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正は「明細書又は図面に記載した事項の範囲内において」するものということができる。

当時の審査基準にも「除くクレーム」の規定はありましたが、あくまでも「例外的に」行うものとされていました。しかし知財高裁大合議判決では、「例外的」な取り扱いを想定する余地はないから、審査基準の記載は特許法の解釈に適合しないとしました。これを受けて特許庁は審査基準を改訂し、現在の「除くクレームとする補正の場合」の記載となりました。

2．具体例

審査基準では、下記 (i) 及び (ii) の例が示されています。

(i) 請求項に係る発明が引用発明と重なるために新規性等（第 29 条第１項第３号、第 29 条の２又は第 39 条）が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除く補正

→引用発明（刊行物等又は先願の明細書等）に記載された事項（記載されたに等しい事項を含む）のみを除外することを示した請求項は、補正が許されます。

(ii) 請求項に係る発明が、「ヒト」を包含しているために、第 29 条第１項柱書の要件を満たさない、又は第 32 条に規定する不特許事由に該当する場合において、「ヒト」のみを除く補正

→例えば請求項の記載が「・・哺乳動物」であるとき、これを「・・非ヒト哺乳動物」とする補正は、当初明細書等にヒト

を対象外とすることが記載されていなかったとしても、許されます。

3. 2025年4月の特許庁による注意喚起

このような「除くクレーム」の補正について、2025年4月3日に特許庁は「『除くクレーム』とする補正について」と題する注意喚起の通知を公開しました[1]。

ここでは、技術的範囲を定める際には特許法第70条第2項が適用されることを踏まえて、「除くクレーム」における「除く」部分が、出願当初の明細書に明示的な記載のない事項（拒絶理由で通知された引用文献中の表現等）に基づいて記載されている場合には、明細書及び図面を考慮して当該部分の意義を解釈することができないため、特許権者が想定しているとおりの技術的範囲とならない可能性があることを指摘しています。

そして、審査段階において、進歩性欠如として拒絶査定となる可能性や、明確性要件違反や新規事項追加の拒絶理由が通知される可能性も指摘しています。

(1) 進歩性について

新規性の拒絶理由に対して「除くクレーム」に補正しても、引用発明とその出願に係る発明とが技術的思想としては顕著に異なる発明ではない場合、進歩性欠如の拒絶理由は解消されることはほとんどないと考えられます。「除くクレーム」で特許を受けることができる発明は、引用発明と技術的思想として顕著に異なり、本来進歩性を有するがたまたま引用発明と重なるような発明であると言えましょう。

(2) 新規事項の追加について

1．で前述したとおり、「除くクレーム」による補正は、当初明細書等に記載した事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものであるか否かにより新規事項の追加が判断されます。出願人は、当該補正により技術的思想が変化していないこと、当該補正は新規性欠如の拒絶理由を解消するためのものであり、補正前から進歩性があったことなどの説明が必要です。

(3) 明確性について

「除くクレーム」で除く部分が請求項に係る発明の大きな部分を占める又は多数にわたる場合は、発明が明確に把握できない場合があります。また、「除く」部分が、引用文献中の表現を借りて記載される場合には、実際に当該引用文献の内容を確認しない限り、当該記載が特定しようとする内容を明確に把握できない場合があります。

4. 諸外国の制度

(1) 米国

MPEP Section 2173によれば、「否定的限定（negative limitations）」は、本質的に曖昧・不明確ということにはならず、保護の範囲の境界が明確であれば記載要件（35 U.S.C. 112(b)）を満たします。ただし、否定的限定や除外される条件が、当初開示に根拠がなくてはなりません。開示がない場合は、35 U.S.C. 112(a) により拒絶されます。

(2) 欧州

出願当初明細書等に開示がある主題をクレームから除く補正は認められますが、除いた後のクレームの主題が、当業者に対し、明示的又は黙示的に、直接的かつ明瞭に開示されている必要があります。また、出願当初明細書に開示がない主題をクレームから除く補正が認められるのは、「先行技術（EPC54条(3)：先後願）の拒絶理由を回避する場合」、「偶発的な先行技術（EPC54条(2)：新規性）の拒絶理由を回避する場合」及び「非技術的理由により特許性が排除されている事項（例：治療方法）を取り除く場合」です。欧州特許庁審査ガイドラインPart HのChapter V 4. Disclaimersに詳細な規定があります。

(3) 中国

専利指南第二部第八章5.2.3.3に規定される「許可されない削除」によれば、出願当初の記載内容に基づき、当該特徴に「放棄」された数値を取ると、同発明が実施できなくなること、又は、当該特徴に「放棄」後の数値を取ると、同発明に新規性と創造性を有することを証明できる場合には、いわゆる「除くクレーム」が可能であるとされています。

(4) 韓国

韓国の特許･実用新案審査基準第4部第2章1.2(7)に「除くクレーム」が規定され、除く限定によって当初明細書等に記載されたものとみなされない新しい技術的事項が導入されるのでなければ許容される旨が記載されています。

5. 結び

「除くクレーム」は当初、化学分野でよく用いられていましたが、近年は電気・機械系でも活用例が増え、利用頻度が高まっています。これは新規性欠如の拒絶理由解消に有効な手段ですが、進歩性そのほかの要件まで満たすかは明確でない場合が多く、そのような点を正しく認識する必要があります。また各国にも同様の規定がありますが、認められる判断基準が異なることに留意する必要があるでしょう。

〈脚　注〉

[1] https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/nozoku.html

特許法７４条１項に基づく移転登録請求において民法９４条２項を類推適用した事案　知財高裁令和６年１０月１０日判決（令和４年(ワ)第１９２２２号）　特許権移転登録手続請求控訴事件＞＞控訴棄却

原告（控訴人）は、「ヘアーアイロン」に係る本件特許（第6527371号）について特許を受ける権利を有していたにもかかわらず、代表権を有しないBが無断で権利をCに譲渡したとして、Cから譲渡を受けて特許権者として登録されている被告（被控訴人）に対し、特許法７４条１項に基づき本件特許の移転登録手続を請求した。東京地裁（令和６年４月１７日判決）は、「特許法７４条１項及び７９条の２第１項は、真の権利者の帰責性にかかわらず、一定の要件を満たす善意の第三者に通常実施権を認めるものであり、他方、民法９４条２項の類推適用は、虚偽の外観作出に係る真の権利者の帰責性と第三者の善意又は善意無過失とを要件として、当該権利者が権利を失ってもやむを得ないと判断できる場合に、当該権利者から当該第三者への権利主張を許さないとするものであって、両者の要件及び効果は異なっている。」「特許法全体をみても、同法７９条の２第１項が民法の第三者保護規定に対して優先する関係に立つことを示す規定は見当たらない。」として、本事件においても民法９４条２項が類推適用されると判断した。その上で、東京地裁は、本件の具体的事案の下では、原告は自ら虚偽の外観作出に積極的に関与した場合やこれを知りながらあえて放置した場合と同視し得るほど重い帰責性が認められる、被告においてCが原告の内部手続を経て特許を受ける権利の譲渡を受けていなかったことにつき善意無過失であったと述べて、原告が特許を受ける権利を有していることを被告に主張できないとして、請求を棄却した。知財高裁も、原審の上記判断を支持した（控訴棄却）。本判決は、特許法と民法の当該条文における要件・効果が異なることを理由に、民法９４条２項の類推適用を肯定した点で意義がある。真の権利者（原告）としては、虚偽の外観を作出した者（B）に対して責任を追及することになる。なお、民法９４条２項の類推により特許権の帰属を争えないとしても、冒認の瑕疵が治癒されるものではないと思われる。

特許請求の範囲に記載された数値限定のクレーム解釈における意義　知財高裁令和７年３月４日判決（令和６年(ネ)第１００２６号　特許権侵害行為差止等請求控訴事件）＞＞控訴棄却

分子量が６９９．９１８４８である化合物を紫外線吸収剤として用いる被控訴人製品及び被控訴人方法（被控訴人製品の製造方法）の実施が、「分子量が７００以上の紫外線吸収剤」という構成要件を含む、熱可塑性樹脂組成物及びその製造方法に係る控訴人の特許権の侵害に当たるかが争われた事件で、知財高裁は、特許請求の範囲は、特許発明の技術的範囲を画するものであり（特許法７０条１項）、第三者の予測可能性を保障する「権利の公示書」としての役割が求められるものであるから、その解釈は、特許法固有の観点を抜きに行うことはできないこと、上記数値範囲の下限である「７００」は、切り下げられた小数点以下の端数も、切り上げられた小数点以下の端数も持たない、本来的な意味での整数値と解釈するのが相当であること、特許請求の範囲又は明細書には、数値範囲がこれと異なる趣旨、役割を持つことは記載されていないから、「分子量が７００以上」という構成要件は、分子量が７００をたとえ０．００００１でも下回れば、これを充足しないものと解すべきこと、ＪＩＳ基準による丸める処理等の技術常識が存在するとしても、それはクレーム解釈という法律問題とは次元の異なる問題であること等を認定し、「分子量が７００以上」の「７００」は小数第１位を四捨五入した数値と理解されるから、「６９９．５以上」と解釈すべき旨の控訴人の主張を採用せずに、被控訴人製品等は上記構成要件を充足せず、文言侵害は成立しないと判示した。また、上記構成要件による数値限定は、明細書の記載から、作用効果との関係でいわゆる臨界的な意義を有するものではないが、いわば「切りのよい数字」として採用されたものと理解され、紫外線吸収剤としての性質が分子量６９９．９１８４８の場合と７００の場合とで実質的に異なるとは考え難いと認められるから、均等論の第１要件は充足するが、控訴人としては、その数値範囲を「６９９．５以上」とすることや、分子量の小数点以下の数値の取扱いについて定めることも容易にできたと解されるにもかかわらず、あえてそのような手当もしていないことから、控訴人は「７００以上」か「７００未満」かという線引きをもって特許発明の技術的範囲を画し、下限値「７００」をわずかでも下回る分子量のものについては、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したと認めるのが相当であるため、被控訴人製品等は、本件特許の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たり、均等論の第５要件を充足せず、均等侵害は成立しないと判示した。

商 黙示による通常使用権の成立要件と権利の付与意思の認定基準　東京地裁令和６年２月１３日判決（令和６年(行ケ)第１００７１号　審決取消請求事件）＞＞請求認容

本件は、商標登録第３１０５１２０号「大勝軒」（本件商標）について、原告が不使用取消審判を請求したところ、特許庁が通常使用権者による使用実績を認定して請求を棄却する審決を行ったことから、原告が提訴した審決取消訴訟である。東京地裁は、「商標権者が第三者に登録商標と同一の商標の使用を容認する態度を示していたとしても、それをもって無償の通常使用権の設定合意（黙示の合意）が成立したなどとたやすく認めるべきではない。」「通常使用権設定の黙示の合意が成立したというためには、単なる『黙認』にとどまらない、『権利の付与』に向けた明確かつ積極的な意思を客観的に確認できる必要がある」と判示した。本件では、平成８年１月頃、被告と浅草橋大勝軒との間で口頭のやり取りがあったことは認められるが、「『通常使用権』という用語も口にせず、有償・無償の別を含め、使用料の取決めについても一切話題に上らなかった」「その法的な意味等について特段意識することはなかった」と認定し、「本件において、被告が通常使用権という権利の付与に向けた明確かつ積極的な意思を示したといえるような客観的な事実は見当たらない」「本件商標の通常使用権の設定合意が成立したと考えることはできない」と結論付けた。また、被告は浅草橋大勝軒が「大勝軒」の屋号を継続使用できるとの認識は有していたものの、「本件商標を使用することのできる権利の創設的な設定」に向けた意思を有していたわけではなく、浅草橋大勝軒も、「継続的使用権に基づき、従前と同様に『大勝軒』の商標を継続使用する権利を有していた」と認定されており、「客観的にも、通常使用権の設定を受ける必要などなかった」とした。そのため、「浅草橋大勝軒が本件商標の通常使用権の設定を受けたと認めることはできない。そうすると、本件において、商標法５０条２項に定める登録商標の使用の証明がないことになる」として、原告主張の審決取消事由を認め、本件審決を取り消した。

商 商標法４条１項６号の「著名なもの」の該当性　知財高裁令和７年３月１２日判決（令和６年(行ケ)第１００９０号事件　審決取消請求事件）＞＞請求認容

本件は、拒絶査定不服審判の請求不成立審決に対する取消訴訟である。原告が出願した「ぽんちゃん」（本件商標）が、館林市の観光マスコットキャラクター「ぽんちゃん」（引用標章）と同一の名称であるため、商標法４条１項６号の該当性、とりわけ、引用標章の著名性が争われた。審決では、「商標法４条１項６号における著名性の範囲は、必ずしも全国的な需要者の間にまで求められるものではなく、また、引用標章が本願商標の指定商品に使用されていることや、指定商品を表示するものとして著名であることまでを求めるものでもないと解される。」としたうえで、「引用標章は、少なくとも群馬県及びその周辺においては広く認識されているといえる。館林市の観光振興を目的として作成され、使用されていることも考慮すると、引用標章は、商標法４条１項６号にいう『著名なもの』と判断するのが相当である。」と判断した。これに対し、知財高裁は、同号の著名性の地理的範囲について、「日本全国において広く知られていることを要するものとまでは解されない。」として審決と同様の考えを示しつつも、「少なくとも『著名』の字義に反するような解釈をすることは相当でない。」として、「なお相応の規模の地理的範囲において広く認識されていることを要するものと解するのが相当である。」と判示した。そして、引用標章について、「館林市民にはなじみのあるキャラクターとして広く認識されていると認められ得るものの、館林市外への露出は散発的かつ限定的であり、群馬県の総人口約１９７万人に対して館林市の人口が８万人弱にとどまること（平成２８年４月１日現在）からしても、群馬県及びその周辺において広く認識されていると認めるには至らない。」として著名性を否定し、本件商標は商標法４条１項６号に該当しないと判断して、審決を取り消した。

本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。

「Oslaw News Letter」第76号
■発行日　2025年7月31日
■編集・発行 / 大野総合法律事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5　丸の内北口ビル21F（丸の内オアゾ内）　TEL:03-5218-2330（代表）
大野総合法律事務所 Web Site
https://www.oslaw.org/